

通達甲（副監．総．企．組）第 12 号

昭 和 4 8 年 8 月 3 0 日

存 続 期 間

各 部 長 、 参 事 官 殿
所 属 長

副 総 監

警視庁警察署組織規程の運用について

警察署の内部組織については、警視庁警察署組織規程（昭和47年4月1日訓令甲第4号。以下「旧規程」という。）により定められていたが、このたび、係制等を整備して第一線警察体制を強化するため、警視庁警察署組織規程（昭和48年8月30日訓令甲第19号。以下「規程」という。）によりその全部が改正され、これに伴う関係訓令等の一部改正とともに昭和48年9月1日から施行されることになったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないよう
にされたい。

命によつて通達する。

記

第1 改正要点

1 係の増設

警察署の係制は、旧規程においては、署別に定められていたが、警察官の階級別定員の改正に伴う警部補の増配置に対応して、警ら係以外については署長が係を増設できるよう定められた。

2 係名の改正

係の増設に伴い、従来のように交通あるいは捜査の第一係、第二係等の係名では、係の分掌事務が不明確になるおそれがあるので、係名から分掌事務の内容がわかるように改められた。

3 東京水上警察署の署内体制の整備

東京水上警察署においては、従来、外勤警察に関する事務を警務課において分掌していたが、これを警備交通課に移管し、課名についても分掌事務の実情に合致させるため、

警備交通課が警ら交通課に改められた。

第2 運用解釈上の留意事項

1 係および担当（第5条関係）

(1) 係の増設または統合

ア 「別に定める係長定員」とは、警務部長が定める各警察署の部門別係長定員をいい、係の増設は、この定員の係長が配置されたときに行なうものとする。したがって、すでに配置されている係長が心身の故障等のため、別に係長が配置されたときは、係の増設は行なわない。

イ 別表の増設基準に従って係を増設するにあたっては、増設基準に示す係名を使用し、署情に応じて事務を分割する係または同一事務を分掌する係を増設できる。

ウ 交通執行係を交通執行第一係、交通執行第二係等の例により増設する場合は、増設前の係と同一の事務を分掌するものとする。

エ すでに増設されている係が署情に合致しないと認めるときは、署長は別表の増設基準の範囲内で係を統合し、同一部門の他の係を増設するものとする。

オ 係長定員が削減された場合、署長は別表の増設基準の範囲内で係を統合するものとする。

(2) 巡査部長の運用

係に配置される巡査部長は、主任として運用する。主任は、それぞれ所属する係の名称を冠し、例えば、警務係主任と呼称する。

2 課長代理の担当事務（第6条関係）

(1) 課長代理は、課に置かれ、課の事務の一部を担当することとなる。

この課長代理の担当事務は、署長が定めることとされているので、担当事務を定めるに当たっては、署情及びその課に置かれる課長代理の数に応じて1ないし数係の分掌事務を担当させるものとする。例えば、交通部門の場合、交通事故多発警察署においては、交通執行係又は交通執行係及び交通規制係の事務を、刑事部門の場合、盗犯多発警察署においては、盗犯捜査係又は盗犯捜査係及び鑑識係の事務を担当させるものとする。ただし、交通警備課、刑事生活安全組織犯罪対策課等の2又は3部門の事務を分掌している課については、課長代理がそのいずれかの部門に1の場合はその部門全係の、また、それぞれの部門に課長代理が1の場合はその部門全係の分掌事務を担当させるものとする。例えば、交通警備課の場合、交通部門のみに課長代理1のときは交通部門全係の事務を担当させ、交通及び警備部門にそれぞれ課長代理1

のときは、交通部門の課長代理は交通部門全係の、警備部門の課長代理は警備部門全係の事務をそれぞれ担当させるものとする。

なお、地域課において課長代理2の場合は、地域第一係及び地域第三係と地域第二係及び地域第四係とをそれぞれ担当させるものとする。

(2) 課長代理の担当事務の指定は、内規に基づき、勤務命免により明示して行うものとする。

3 警務課及び会計課各係担当の分掌事務（第7条及び第7条の2関係）

(1) 「警察用車両」とは、警察活動に供用する自動車及び原動機付自転車をいう。

なお、自転車等の備品については、会計厚生係又は会計係において保守管理に当たるものとする。

(2) 「警察署待機寮の運営等に関すること」とは、警視庁単身者待機寮規程（昭和43年2月20日訓令甲第2号）に定める警察署待機寮の運営管理に関する事務のうち、会計厚生係又は会計係の担当事務である「庁舎、備品等の維持管理に関すること」を除いた事務をいう。

(3) 「手数料等の徴収に関すること」には、違法駐車車両及び違法工作物等の移動措置等に関する費用の徴収事務を含むものとする。

4 主管課と地域課との権限の調整（地域課関係）

主管課と地域課との権限の調整については、警視庁組織規則等の運用について（昭和48年8月30日通達甲（副監．総．企．組）第13号）第1の4主管部と地域部との権限の調整の項中、「主管部」及び「地域部」を「主管課」及び「地域課」と読み替えて準用するものとする。

5 地域課各係担当の分掌事務（第10条関係）

(1) 「地域警察の用に供する施設の整備に関すること」とは、交番その他の派出所、地区交番及び駐在所（以下「交番等」という。）の設置の要否の判断及び場所の選定並びに上申事務等をいい、交番等の維持管理及び補修等は含まないものとする。

(2) 「地域警察官の作成した交通切符、交通反則切符等の審査に関すること」とは、地域警察官の作成した交通切符等を副審査責任者として審査し、さらに交通切符等引継書、交通法令違反事件簿及び違反調査票の作成までを含むものとする。ただし、これらの交通切符等及び関係書類の引継ぎ、送付、控えの保管等は、交通課において一括して行うものとする。

なお、交通切符等引継書、交通法令違反事件簿及び違反調査票の作成事務は、地域

総務係で行うものとする。

- (3) 「地域警察官の行う現行犯人等の逮捕及び手続書の作成に関すること」の事務のうち、緊急逮捕の場合の裁判官に対する令状請求手続は、地域課において行うものとする。ただし、特別の事情のあるときは、主管課において行うことができるものとする。

なお、令状の呈示は、主管課において行うものとする。

- (4) 「地域警察官の検挙した軽易な事件の処理に関すること」の事務については、次のように運用するものとする。

ア 「軽易な事件」とは、微罪処分対象事件（賭博犯を除く。）及び簡易書式例対象事件（特別法犯及び現行犯逮捕した事件を除く。）をいうものとする。

イ 簡易書式例対象事件の送致手続は、刑事課において行うものとする。

ウ 軽易な事件に該当するか否かの事件の選別は、地域課幹部が刑事課長（他の刑事を主管する課長を含む。以下同じ。夜間は本署当番責任者（島部警察署にあつては宿直責任者））の意見を聴いて行うものとする。ただし、軽易な事件に該当するか否か不明確な事件は、速やかに刑事課に引き継ぐものとする。

エ 地域課において微罪処分とした事件について、検察官から通常を送致をするよう指示された場合は、刑事課長がこれらの事件の処理に当たるものとする。

オ 地域課で処理した軽易な事件の一件書類（証拠品を含む。）は、刑事課で保存するものとし、また、微罪処分事件報告及び微罪処分の運用状況報告は、刑事課で行うものとする。

- (5) 「地域警察官の行う防犯診断、防犯連絡及び現場防犯に関すること」については、地域課の固有事務として、別に定めるところにより、自主的に計画をたてて実施するものとする。

- (6) 「軽犯罪法違反の取締りに関すること」は、地域課で分掌するものであるが、地域課以外の課の主管する犯罪を検挙する際に、軽犯罪法を適用する事件の処理（送致及び関係記録の保存を含む。）は、その犯罪を主管する課で行うものとする。ただし、軽犯罪法違反事件の検挙統計及び報告等の事務は、地域課において一括して行うものとする。

- (7) 「東京都水上安全条例違反の取締りに関すること」は、地域課で分掌するものであるが、地域課以外の課の主管する犯罪を検挙する際に、東京都水上安全条例を適用する事件の処理（送致及び関係記録の保存を含む。）は、その犯罪を主管する課で行うものとする。ただし、東京都水上安全条例違反事件の検挙統計及び報告等の事務は、

地域課において一括して行うものとする。

(8) 「めいてい者等の保護取扱いに関すること」については、次のように解釈し、運用するものとする。

ア 「保護取扱いに関すること」の中には、警視庁保護取扱規程（昭和34年3月16日訓令甲第6号）に定める保護カードの作成及び決裁、観護、引渡し等の措置並びに保護許可状の請求等の事務を含むものとし、めいてい者等の観護は、昼間においては地域課員が、夜間においては本署当番員（島部警察署にあつては宿直員）が行うものとする。

イ 保護通知書の送付及び保護取扱状況報告による報告は、生活安全課において一括して行うものとする。

ウ 保護室の管理は、防犯担当係において行なうものとする。

6 署長の運用等

(1) 署長は、各課係担当に対して、その分掌に属しない事務を掌理させる必要がある場合においては、臨時のものについては、総務部長の承認を要しないものとする。

(2) 署長は、地域係幹部の署外勤務を充実させ、又は地域係員の取り扱う事件処理の適正を期するため必要があると認めるときは、捜査係の巡査部長又は巡査を地域係兼務として事件処理の援助をさせることができる。

第3 規程改正意見の上申

所属長は、法令の改廃、社会情勢の変化等により、規程中、当該所属に係る規定部分について不合理または実情にそわない点が生じた場合は、改正についての意見を総務部長（企画課組織係経由）を経て警視総監に上申するものとする。

第4 有効通達に対する経過措置

この通達発行の際、現に効力を有する通達中の規定内容で、規程に抵触する部分があるときは、それぞれ読み替えて適用するものとする。